

新城市職員に対する不当要求行為等の防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、職員が公務を遂行する上で受ける不当要求行為等を未然に防止するとともに、市の事務又は事業に対するあらゆる不当要求行為等に対し、組織的な取組を行うことにより、市民及び職員の安全並びに公務の円滑、かつ、適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不当要求行為等」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 市が行う全ての行為に関し、正当な手続きを経ることなく特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為
- (2) 市が行う全ての行為に対し、正当な手続きを経ることなくその達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為
- (3) 職員の採用その他の人事に関し、正当な手続きを経ることなく特定の処分その他の行為を要求する行為
- (4) 職員に対し、正当な手続きを経ることなくその職務上知り得た情報の提供を求め、又は当該職員がその職務上なし得る特定の行為を求める行為
- (5) 職務を遂行する職員に対し、自らの要求を直接的又は間接的に実現するため、違法又は暴力行為その他の社会的常識を逸脱した手段を用いる次の行為
 - ア 身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする行為
 - イ 職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為
 - ウ 正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により職員に嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 正当な権利行使を装い、金銭及び権利を不当に要求する行為
- (6) 職員への嫌がらせの電話、誹謗中傷するビラ等の配布及びソーシャルネットワークサービス等によるウェブ上への掲載、自宅周辺での迷惑行為その他プライバシーを侵害し、又は不当な圧力を与える行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに職員の事務又は事業の執行に支障を生じさせる行為

2 この規程において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項に規定する特別職の職員のうち

ち市長、副市長及び教育長の職にある者をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、不当要求行為等に対しては、これを拒否しなければならない。

2 職員は、不当要求行為等が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、複数の職員で対応するものとし、その経過を記録し、又は録音するものとする。この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶと危惧される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員（市長を除く。）は、不当要求行為等があったときは、直ちに上司及び次条に規定する対策責任者に報告しなければならない。また、当該不当要求行為等により、職員が負傷、若しくは備品の破損など被害が出た際は、速やかに告訴、告発等の適切な措置を講ずるものとする。

(対策責任者)

第4条 市の組織内における不当要求行為等の予防、対策その他の措置を日常的に講ずるため、不当要求行為等防止対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

2 対策責任者は、課長その他課長に準ずる職にある者をもって充てる。

3 対策責任者は、日常的な予防策の徹底や職員の訓練、事案発生時の指示等を担当する。

4 対策責任者は、前条第3項の規定による報告を受けたときは、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、不当要求行為等発生報告書（別記様式）により次条に規定する対策委員会に報告しなければならない。

(対策委員会)

第5条 本市における不当要求行為等への対策を統括するため、新城市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 副委員長は、企画部長をもって充てる。

5 委員は、部長の職にある者及びその他市長が必要があると認める者のうちから必要な都度市長が指名するものとする。

6 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理

する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(対策委員会会議)

第6条 対策委員会の会議（以下「対策委員会会議」という。）は、第4条第4項の規定による報告その他の不当要求行為等に関する報告を受けたときに開催し、当該不当要求行為等への対応方針及び事後措置を協議検討する。

2 委員長は、対策委員会会議の結果を第4条第4項に規定する報告を受けた対策責任者及び市長に報告するものとする。

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第7条 市長は、対策委員会から不当要求行為等の報告を受けたときは、当該報告に基づき、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。

2 前項の警告を行う場合において、市長は市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。

3 市長は、本市の競争入札参加資格を有する事業者に対して第1項の警告を行った場合は、当該事業者に対し、入札参加停止その他の必要な措置を講ずることができる。

(職員の保護)

第8条 市長は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、当該権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(渉外相談員)

第9条 市に渉外相談員を置くことができる。

2 渉外相談員は、第2条に規定する不当要求行為等に関係職員と連携して対応するものとする。

3 渉外相談員は、委員長の要請に応じて会議に出席し、意見若しくは説明をし、又は必要な書類を提出することができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、この規程の運用状況を公表するものとする。

- 2 前項の規定による運用状況の公表は、毎年7月末日までに行うものとする。
- 3 第1項の公表は、前年度における要望等記録票の作成件数その他市長が必要と認める事項を明らかにして行うものとする。
- 4 第1項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 市のホームページへの掲載
 - (2) その他公表の方法として市長が適当であると認めるもの
(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、企画部秘書人事課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、不当要求行為等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

不当要求行為等発生報告書

年 月 日

新城市不当要求行為等対策委員会委員長

部 課 対策責任者（所属長等）

新城市職員に対する不当要求行為等の防止に関する規程第4条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		
発生場所			
対応者 (被害者)			
相手方	住所	(不詳の場合)	
	職業	性別	
	氏名	身長 cm位	
	年齢	体格（太 中 細）	
	連絡先	年齢	
不当要求行為等の内容	目的		
	具体的状況		
対応措置状況			
警察への通報	年 月 日 時 分 新城警察署 ()		
備品被害	有 ・ 無 被害額 円	音声データ	有 ・ 無
その他			